

高萩市地域自立支援協議会設置要綱

制定 平成 19 年 1 月 30 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、高萩市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 一般就労に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 高萩市障害者福祉計画及び高萩市障害福祉計画の策定、具体化等に関すること。
- (6) その他障害福祉行政の推進に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、20 名以内とし、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、企業、障害者団体等をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、高萩市健康福祉部社会福祉課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は協議会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定委員名簿

(高萩市地域自立支援協議会委員名簿)

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
福祉サービス事業者	◎ 豊田 守	(福)親交会 障害者支援施設リバティ若栗 施設長
	松下 博	(福)愛正会 障害者支援施設愛正園 施設長
保健・医療機関	○ 中村 貴代美	高萩それいゆ病院 ソーシャルワーカー(精神保健福祉士)
	小室 和代	茨城県日立保健所 保健指導課長
教育・雇用関係機関	清水 いずみ	高萩公共職業安定所 所長
	大内 一成	茨城県立北茨城特別支援学校 校長
企業	渡辺 光史	(株)常磐谷沢製作所 管理部 部長
障害者団体等	萩庭 勇	高萩市身体障害者福祉協議会 会長
	長谷川 賢次	高萩市視覚障害者福祉協議会 会長
	爲永 美紀	高萩市手をつなぐ育成会 副会長
	皆川 洋一	高萩地方家族会 会長
	三國 省治	高萩市民生委員児童委員協議会 会長
	柴田 広美	(福)高萩市社会福祉協議会 事務局長

◎会長 ○副会長

**第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画**

平成30年3月

発行 高萩市
編集 健康福祉部福祉事務所社会福祉課
TEL 0293-23-7030
ホームページ <http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/>